

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 特定施設の設置及び構造等変更の許可申請

環境管理課

○ 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

指導監査室

○ 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

【公告】

○ 落札者等の決定

デジタル推進課

○ 公共測量の実施

〃

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

建築指導課

○ 〃

〃

○ 〃

〃

○ 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

○ 物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格を得ようとする者の資格審査の実施

用度課

○ 岡山県役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査の実施

〃

目次

担当課（室）

○ 一般競争入札の実施

警察本部会計課

【岡山県市町村職員共済組合】

○ 令和三年度決算の要旨

岡山県市町村職員共済組合

【正誤】

○ 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則の正誤
（県例規集登載）

人事委員会

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

◎岡山県告示第二百九十号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項及び第八条第一項の規定により申請のあった特定施設の設置及びその構造等の変更の許可申請の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置し、及びその構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和四年六月十四日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名 称 株式会社岡山村田製作所
住 所 岡山県瀬戸内市邑久町福元77
氏 名 代表取締役社長 佐々木俊和
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社岡山村田製作所
所在地 岡山県瀬戸内市邑久町福元77

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

(3) 特定施設に関する事項

区	分	新 設		新 設		新 設		変 更 前		変 更 後	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (B C)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (B D)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (B E)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (B B 4)		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設 (B B 4)	
能	力	7.2m ³ /日		0.091m ³ /日		0.18m ³ /日		5.5m ³ /日		同左	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後直ちに		同左		同左		-		許可後直ちに	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1週間		同左		同左		-		着手後1週間	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後1週間		同左		同左		-		完成後1週間	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		断続8時間		連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	5.7	7.2	0.07	0.09	0.16	0.18	4.4	5.5	同左	
	p H	10~12		同左		同左		10~12			
	B O D (mg/L)	20,000	20,000					20,000	20,000		
	C O D (mg/L)	10,000	10,000					10,000	10,000		
	S S (mg/L)	50	50					50	50		
	油 分 (mg/L)	5	5					5	5		
	T-N (mg/L)	1,500	1,500					1,500	1,500		
	T-P (mg/L)	0.5	0.5					0.5	0.5		
	C u (mg/L)	12	12					12	12		
	F e (mg/L)	-	-					-	-		
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-					-	-		

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

区	分	廃止		廃止		廃止		廃止		廃止	
種	類	63-ホ 金属製品製造業又は機 械器具製造業（武器製 造業を含む。）の用に 供する廃ガス洗浄施設 （J15～34）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（Z1、 2）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（AA1、 2）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（AE）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（AG）	
能	力	5.5m ³ /日（20基）		50.4m ³ /日（2基）		108m ³ /日（2基）		50.4m ³ /日		16.2m ³ /日	
工	事 着 手 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		同左	
工	事 完 成 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		同左	
使	用 開 始 予 定 年 月 日	-		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水 量 (m ³ /日)	1.75	2.5	35.3	50.4	75.6	108	35.3	50.4	52.9	75.6
	p H	6.5～7.5		1.5～4.0		1～5		同左		2～6	
	BOD (mg/L)	3	5	0.7	1.1	50	75			0.6以下	6
	COD (mg/L)	14	19	4以下	6	100	150			0.6以下	6
	S S (mg/L)	1	5	2以下	2	65	97.5			2以下	5
	油 分 (mg/L)	1未満	1	0.5以下	0.5	10	15			0.5以下	5
	T-N (mg/L)	2.4	5	10以下	10	10	15			10以下	10
	T-P (mg/L)	0.02	1	0.02以下	0.02	1	1.5			0.02以下	0.2
	C u (mg/L)	-	-	27	41	120	180			0.5以下	3以下
	F e (mg/L)	-	-	-	-	10	15			-	-
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	-	-	10以下	10	-	-			10以下	10

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

区	分	廃止		廃止		廃止		廃止		廃止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（AK）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（AT）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（AV）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（AW）		65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（AZ1 ～10）	
能	力	13.1m ³ /日		28m ³ /日		26.1m ³ /日		75.6m ³ /日		36m ³ /日（10基）	
工	事	—		同左		同左		同左		同左	
工	事	—		同左		同左		同左		同左	
使	用	—		同左		同左		同左		同左	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間		同左		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常値及び最大の量	区	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水	9.2	13.1	15	28	18.3	26.1	52.9	75.6	11.34	16.2
	p	9～11		3～5		9～11		3～5		7～8.5	
	B	5.5	6.9	0.6以下	6	50	63	930	1,050	0.6以下	6
	C	42	53	1以下	6	100	125	1,300	1,450	0.6以下	6
	S	40	50	15未満	15	65	81.3	33	40	2以下	5
	油	5.5	6.9	0.5以下	5	9	11.3	0.5以下	0.5	0.5以下	5
	T	6.4	8	10未満	10	1	1.3	520	580	0.2以下	2
	T	0.02	0.03	0.02未満	0.2	0.4	0.5	0.02以下	0.02	0.02以下	0.2
	C	40	50	3未満	3	—	—	—	—	—	—
	F	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（mg/L）		—	—	1未満	1	—	—	100以下	100	—

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

区	分	廃 止	
種	類	65 酸又はアルカリによる 表面処理施設（BA1 ～7）	
能	力	17.3m ³ /日（7基）	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		—	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		—	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに当該汚水等の通常量及び最大の量	区 分	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /日)	10.9	15.6
	p H	2～6	
	B O D (mg/L)	0.6以下	6
	C O D (mg/L)	0.6以下	6
	S S (mg/L)	2以下	5
	油 分 (mg/L)	0.5以下	5
	T - N (mg/L)	0.2以下	2
	T - P (mg/L)	0.02以下	0.2
	C u (mg/L)	—	—
	F e (mg/L)	—	—
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	10以下	10

備考 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No. 2 工程排水処理施設				同左				
種 類	工程排水処理				同左				
構 造	鉄筋コンクリート、SS				同左				
主 要 寸 法	W17,400mm×L14,600mm×H6,200mm				同左				
能 力	792m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿、pH調整、バイオマイティナー、砂濾過				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				工事着手後1週間				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				工事完成後1週間				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /L)	454.9	549.2	454.9	549.2	485.9	578.8	485.9	578.8
	p H	6~9	6~9	6~8.5	6~8.5	同左			
	BOD (mg/L)	20	20	12	20				
	COD (mg/L)	20	20	12	20				
	SS (mg/L)	250	250	14	20				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T-N (mg/L)	10	10	8	10				
	T-P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/L)	10	10	0.1以下	0.1				
	C r ⁶⁺ (mg/L)	0.05	0.05	0.05以下	0.05				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
	C u (mg/L)	2	3	2以下	3以下				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
F e (mg/L)	2	2	2以下	2以下					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	10	10	8	10					

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

区 分	変 更 前				変 更 後				
工場又は事業場における施設番号	No. 3 工程排水処理施設				同左				
種 類	工程排水処理				同左				
構 造	鉄筋コンクリート				同左				
主 要 寸 法	W18,800mm×L33,000mm×H5,000mm				同左				
能 力	759m ³ /日				同左				
処 理 の 方 法	凝集沈殿、pH調整				同左				
工 事 着 手 予 定 年 月 日	-				許可後直ちに				
工 事 完 成 予 定 年 月 日	-				工事着手後1週間				
使 用 開 始 予 定 年 月 日	-				工事完成後1週間				
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要	連続24時間				同左				
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区 分	処 理 前		処 理 後		処 理 前		処 理 後	
		通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大	通 常	最 大
	水 量 (m ³ /L)	581.8	640.4	581.8	640.4	585.1	702.7	585.1	702.7
	p H	6~9	6~9	6~8.1	6~8.1	同左			
	BOD (mg/L)	20	20	9	14				
	COD (mg/L)	32	32	9	14				
	S S (mg/L)	250	250	16	16				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T-N (mg/L)	14	14	12	14				
	T-P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	P b (mg/L)	0.2	0.2	0.1以下	0.1				
	C r ⁶⁺ (mg/L)	-	-	-	-				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
	C u (mg/L)	-	-	-	-				
ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4					
F e (mg/L)	-	-	-	-					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	14	14	12	14					

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

区	分	変更前				変更後			
工場又は事業場における施設番号		No. 4 工程排水処理施設				同左			
種類		工程排水処理				同左			
構造		鉄筋コンクリート				同左			
主要寸法		W18,500mm×L15,200mm×H6,000mm				同左			
能力		1,500m ³ /日				同左			
処理の方法		凝集沈殿、pH処理				同左			
工事着手予定年月日		-				許可後直ちに			
工事完成予定年月日		-				工事着手後1週間			
使用開始予定年月日		-				工事完成後1週間			
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間並びにその使用に季節的変動がある場合はその概要		連続24時間				同左			
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値並びに当該汚水等の通常量及び最大量	区	処理前		処理後		処理前		処理後	
		通常	最大	通常	最大	通常	最大	通常	最大
	水量 (m ³ /L)	938.3	1,357.2	938.3	1,357.2	310.6	437.8	310.6	437.8
	pH	6~9	6~9	6~8.1	6~8.1	同左			
	BOD (mg/L)	20	20	9	14				
	COD (mg/L)	32	32	9	14				
	SS (mg/L)	250	250	16	16				
	油分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T-N (mg/L)	14	14	12	14				
	T-P (mg/L)	5	5	1.4	2				
	Pb (mg/L)	0.2	0.2	0.1以下	0.1				
	Cr ⁶⁺ (mg/L)	-	-	-	-				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
	Cu (mg/L)	-	-	-	-				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
Fe (mg/L)	2	2	2以下	2以下					
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	14	14	12	14					

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

(5) 排水口に関する事項

排水口番号	A			
	変更前		変更後	
	通常	最大	通常	最大
水量 (m ³ /日)	4,368	5,910.8	3,774.6	5,083.3
p H	6~8.5		同左	
BOD (mg/L)	7	9		
COD (mg/L)	7	9		
SS (mg/L)	12	20		
油分 (mg/L)	1	7		
T-N (mg/L)	9	14		
T-P (mg/L)	0.9	1.5		
Pb (mg/L)	0.1以下	0.1以下		
Cr ⁶⁺ (mg/L)	0.005以下	0.005以下		
全Cr (mg/L)	0.01以下	0.01以下		
Cu (mg/L)	0.3以下	0.3以下		
Fe (mg/L)	1以下	1以下		
ふっ素 (mg/L)	2以下	5		
ほう素 (mg/L)	0.2	2		
大腸菌群数 (個/cm ³)	3,000以下	3,000		
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (mg/L)	3	10		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 令和4年6月14日から同年7月5日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

◎岡山県告示第二百九十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和四年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

ヘルパーステーションあかつき

2 所在地

玉野市胸上七二五

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人瀬戸内会

2 主たる事務所の所在地

玉野市胸上七二五

三 廃止年月日

令和四年六月三十日

四 事業所番号

三三一〇四〇〇三五七

五 サービスの種類

居宅介護、重度訪問介護

◎岡山県告示第二百九十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和四年六月十四日

岡山県知事 伊原 隆 太

指定した医療機関

名称

訪問看護ステーション翡翠

所在地

倉敷市茶屋町三〇三―一

指定年月日

令和四年六月一日

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

〔二八二〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 調達件名
令和四年度岡山県閉域SIMモバイル環境構築及び運用保守業務
- 二 契約期間
令和四年十一月一日から令和九年十月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部デジタル推進課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和四年六月一日
- 五 落札者の氏名及び住所
NTTビジネスソリューションズ株式会社
岡山市北区中山下二丁目一番九十号
- 六 落札金額
二四五、一七五、七〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額二二、二八八、七〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 八 入札公告日
令和四年四月十二日

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

〔二八三〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和四年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 調達件名

令和四年度岡山県仮想デスクトップシステム更新及び運用保守業務

二 契約期間

令和四年十一月一日から令和九年十月三十一日まで

三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

岡山県総務部デジタル推進課

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 落札者を決定した日

令和四年五月三十一日

五 落札者の氏名及び住所

株式会社エヌ・ティ・ティ・データ中国岡山支店

岡山市北区表町一丁目五番一号

六 落札金額

二一九、五一八、七〇六円（うち消費税額及び地方消費税の額一九、九五六、二四六円）

七 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

八 入札公告日

令和四年四月十二日

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

〔二八四〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、備前県民局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和四年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

岡山市東区瀬戸町 光明谷地内	測量区域
公共測量（基準点測量）	測量の種類
令和四年六月十日から同 年八月三十一日まで	測量期間

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

〔二八五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年六月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市上林字宮後七〇―四、七〇―六

二 許可を受けた者の住所及び氏名

総社市地頭片山八三―一ベル・コリーヌA二〇二

神尾 佳道

神尾 百香

三 許可年月日及び許可番号

令和四年三月三十一日岡山県指令建指第四六六号

〔二八六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和四年六月十四日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

○五―四の一部、七〇六―二の一部、七〇五―四の一部地先水路

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市中庄二二八七―一シルファイ―ハイム二〇三

秋山 寛貴

三 許可年月日及び許可番号

令和四年四月六日岡山県指令建指第四号

〔二八九〕物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格を得ようとする者の資格審査を次のとおり実施する。

令和四年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 資格審査を行う営業区分及び業種区分

- 1 物品の販売及び修理
- (1) 文具、事務用機器 (2) 木工、家具 (3) 薬品 (4) 印刷 (5) 燃料、油脂
(6) 機械器具 (7) 工用材料 (8) 車両、船舶 (9) その他
- 2 物品の買受け
- (1) 金属、木製品、紙類の古物 (2) 家具、食品、動物類の生産物

二 審査事項

- 1 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
- 2 直前決算における自己資本額
- 3 直前決算における機械設備等の価額
- 4 直前決算における流動比率
- 5 申請時における従業員数
- 6 申請時までの営業年数
- 7 男女共同参画の推進状況
- 8 障害者雇用の状況
- 9 環境基準等の達成状況
- 三 資格審査を受けることができない者

次に掲げる者は、資格審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者で知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項に規定する者

2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者

3 営業に關し許可、認可等が必要とする場合において、これを得ていない者

4 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者

5 4に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人

6 過去三年以内において、4又は5に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者

四 資格審査の申請手続

1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）

(1) 申請書

(2) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）

(3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）

(4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の

長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあつては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあつては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

- (5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
 - (6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあつては貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては損益計算書及び資産負債調）
 - (7) 印鑑登録証明書
 - (8) 誓約書
 - (9) 法人にあつては役員及び支配人の名簿、個人にあつては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）
 - (10) 営業に関し許可、認可等を必要とする場合には、当該許可、認可等を得ていることを証する書類
 - (11) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
 - (12) その他知事が必要と認める書類
- 2 提出期間
 - (1) 持参の場合
令和四年八月二十四日から同月三十一日まで（土日を除く。）とする。
なお、三十一日は不備があつた場合の再提出のみを受け付けるものとする。
 - (2) 郵便又は信書便による送付の場合
郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）により申請書類を提出する場合は、令和四年七月十五日から同年八月二十三日までに必着とする。
 - 3 提出場所
岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎一階会議室
 - 4 提出方法
 - (1) 持参の場合
2 (1)の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。
 - (2) 郵送等の場合
八の問い合わせ先に郵送等により提出すること。
- 五 申請書の交付期間等
- 1 交付期間
令和四年六月二十一日から同年八月三十日まで（土日及び祝日を除く。）
 - 2 交付場所
岡山県出納局用度課並びに各県民局地域政策部総務課及び地域総務課
 - 3 交付方法
 - (1) 2の交付場所において交付を受ける場合
1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に交付する。
 - (2) 郵送により交付を受ける場合
返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼つたもの）を同封して、八の問い合わせ先宛てに請求すること（令和四年八月二十四日までの消印のあるものに限る。）
 - (3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

- 六 資格審査の結果の通知
岡山県出納局用度課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>) からダウンロードすることができる。
- 七 申請者に文書で通知する。
入札参加資格の有効期間
令和四年十一月一日から令和七年十月三十一日まで
- 八 問い合わせ先
岡山市北区内山下二丁目四番六号
岡山県出納局用度課管理班
電話(〇八六)二二六一七五三八又は(〇八六)二二六一七五三七

〔二九〇〕建物等の保守管理、廃棄物の処理、警備、調査研究、企画製作、運送保管、機械設備等の保守点検、情報通信サービス等の役務の提供の契約に係る入札参加資格の審査を次のとおり実施する。

令和四年六月十四日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 入札参加資格の審査を行う契約
別表の業務種目の欄に掲げる役務の提供の契約
二 審査事項

- 1 申請時の直前事業年度の決算（以下「直前決算」という。）における売上高（消費税額及び地方消費税の額を除く。）
 - 2 直前決算における自己資本額
 - 3 直前決算における流動比率
 - 4 申請時における従業員数
 - 5 申請時までの営業年数
 - 6 ISO審査登録等に関する事項
 - 7 障害者雇用に関する事項
 - 8 男女共同参画に関する事項
 - 9 事業者認定等に関する事項（情報通信サービスのみ）
 - 10 情報処理技術者数（情報通信サービスのみ）
- 三 入札参加資格の審査を受けることができない者
次に掲げる者は、入札参加資格の審査を受けることができない。ただし、1に掲げる者が知事が特別の理由があると認めるものは、この限りでない。
- 1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第一項各号に掲げる者
 - 2 岡山県税、市町村税（県内の市町村長が課したものに限り。）又は消費税及び地方消費税を滞納している者
 - 3 営業に関し免許、許可、認可、資格等（以下「許認可等」という。）を受け、又は届出等を行わなければならない場合において、当該許認可等を受けていない者又は当該届出等を行っていない者
 - 4 業務の種類に応じ知事が必要と認める資格を有する者を常時勤務する者として有していない者
 - 5 岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）第二条第三号に規定する者
 - 6 5に掲げる者を役員又は支配人としている法人及び当該者を支配人としている個人
 - 7 過去三年以内において、5又は6に掲げる者に該当するに至ったことにより、入札参加資格の取消しを受けた者
- 四 入札参加資格の審査の申請手続
- 1 提出書類（官公署の証明に係る書類は、作成後三月以内のものに限る。）
 - (1) 申請書
 - (2) 法人にあっては登記事項証明書、個人にあっては本籍地の市町村長が発行する身分証明書及び登記事項証明書（支配人を選任している場合に限る。）
 - (3) 岡山県民局長が発行した県税（延滞金等を含む。）の納税証明書（滞納がないことを証明しているものに限る。以下同じ。）（県に納税の義務がある者に限る。）
 - (4) 県内の市町村長が発行した市町村税（延滞金等を含む。以下同じ。）の納税証

明書（県内の市町村に納税の義務がある者に限る。）。ただし、県内の営業所の長等に県との契約の締結等についての権限を委任する場合にあっては当該営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書、委任しない場合にあっては県内の本店又は主たる営業所等の所在地の市町村長が発行した市町村税の納税証明書

(5) 税務署長が発行した消費税及び地方消費税に係る未納税額がないことの証明書
(6) 直前決算を明らかにする書類（法人にあっては貸借対照表及び損益計算書、個人にあっては損益計算書及び資産負債調）

(7) 印鑑登録証明書
(8) 法人にあっては役員及び支配人の名簿、個人にあっては当該個人及び支配人の名簿（支配人を選任している場合に限る。）

(9) 営業に関し許認可等を受け、又は届出等を行わなければならない場合には、当該許認可等を受けていること又は当該届出等を行っていることを証する書類
(10) 契約の締結等についての権限を営業所の長等に委任する場合には、委任状
(11) その他知事が必要と認める書類

2 提出期間

(1) 持参の場合

令和四年八月二十四日から同月三十一日まで（土日を除く。）とする。

なお、三十一日は不備があった場合の再提出のみを受け付けるものとする。

(2) 郵便又は信書便による送付の場合

郵便又は信書便による送付（以下「郵送等」という。）により申請書類を提出する場合は、令和四年七月十五日から同年八月二十三日までに必着とする。

3 提出場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県庁西庁舎一階会議室

4 提出方法

(1) 持参の場合

2 (1)の提出期間中の午前九時から午後四時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に3の提出場所において提出すること。

(2) 郵送等の場合

八3の問い合わせ先に郵送等により提出すること。

五 申請書の交付期間等

1 交付期間

令和四年六月二十一日から同年八月三十日まで（土日及び祝日を除く。）

2 交付場所

岡山県出納局用度課、総務部財産活用課、総務部デジタル推進課並びに各県民局
地域政策部総務課及び地域総務課

3 交付方法

(1) 2の交付場所において交付を受ける場合

1の交付期間中の午前九時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。）の間に交付する。

(2) 郵送により交付を受ける場合

返信用の封筒（角形二号（長さ三十三センチメートル×幅二十四センチメートル）の封筒に返信先宛名を明記し、二百五十円分の返信用切手を貼ったもの）を同封して、八に掲げる問い合わせ先宛てに請求すること（令和四年八月二十四日までの消印のあるものに限る。）。

- (3) 岡山県ホームページからダウンロードする場合
岡山県出納局用度課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/74/>)
総務部財産活用課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/10/>) 又は
総務部デジタル推進課ホームページ (<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/20/>) からダウンロードすることができる。
- 六 入札参加資格の審査の結果の通知
申請者に文書で通知する。
- 七 入札参加資格の有効期間
令和四年十一月一日から令和七年十月三十一日まで
- 八 問い合わせ先
 - 1 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類1建物等の保守管理、大分類2廃棄物の処理及び大分類3警備に係る業務
岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部財産活用課庁舎管理班（直通電話（〇八六）二二六一七二三四）
 - 2 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち大分類8情報通信サービスに係る業務
岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県総務部デジタル推進課地域情報化班（直通電話（〇八六）二二六一七二六四）
 - 3 別表の業務種目の欄に掲げる役務のうち1及び2に掲げるもの以外のものに係る業務
岡山市北区内山下二丁目四番六号 岡山県出納局用度課管理班（直通電話（〇八六）二二六一七五三七）

「二六二」貸付調達に関する規定の適用を及ぼす調達について、次のとおり一般競争入札を実施する。

企画回増大尺十四口

岡口真知事 伊原木 隆 大

1 調達内容

(1) 借入件名及び数量

指掌紋情報管理システム借入 一式

(2) 借入物件の特質等

入札説明書及び指掌紋情報管理システム借入仕様書（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 借入期間

令和4年12月1日から令和10年11月30日まで

(4) 借入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

入札金額は、全ての借入物件の本体価格のほか、輸送費及び入札説明書等に記載する作業等に要する一切の諸経費を含めた額とし、1月当たりの単価（本件借入れに係る物件を6年間借り受けるものとして算定したリース料総額の72分の1に相当する額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

次の要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 令和4年度に県が発注する物品の調達契約であって地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格（令和4年岡山県告示第35号（物品の売買、修理等の調達契約に係る競争入札の参加資格、資格審査の申請手続等。以下「資格告示」という。）に定める資格をいう。）を得ている者で、格付区分がAであるものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に該当しない者であること。

(3) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加資格者の資格審査要領（平成19年岡山県告示第306号）の規定による入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。

(4) この公告の日から落札者が決定する日までの間において、物品の売買、修理等の契約に係る一般競争入札（条件付）参加除外等要領に基づき入札参加除外の措置を受けている者でないこと。

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定又は更生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

(6) 納入する機器について、岡山県警察本部刑事部鑑識課長の確認を受けた者である

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

こと。

3 競争入札参加資格の申請手続

この一般競争入札への参加を希望する者で、2(1)の資格を得ていないものは、資格告示に基づき申請手続を行うこと。

(1) 申請書の入手先、提出先及び問い合わせ先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県出納局用度課管理班 (岡山県庁2階)

電話 (086) 226-7538

(2) 申請書の提出期限

令和4年7月13日(水) 午後4時

4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8512 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部警務部会計課契約担当

電話 (086) 234-0110 内線2242

(2) 入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア 交付期間

令和4年6月14日(火) から同年7月25日(月) まで (岡山県の休日を含め、)
条例(平成元年岡山県条例第2号) 第1条第1項に規定する県の休日を除く。)

イ 交付方法

(1)の場所にて交付する。

また、郵送による交付を希望する場合は、交付に必要な期間を十分に考慮し、返信用封筒及び返信に必要な切手等を同封し、(1)の場所に請求すること。

なお、交付する入札説明書等は、縦297ミリメートル、横210ミリメートル、重さ180グラムであるので、注意すること。

(3) 入札書の受領期限

令和4年8月3日(水) 午後4時

(4) 開札の日時及び場所

令和4年8月4日(木) 午前11時

岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県警察本部庁舎2階入札室

5 借入物件に係る事前の確認

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類を令和4年7月13日(水) までに入札説明書で示す場所に提出し、借入物件に係る岡山県警察本部刑事部鑑識課長の確認を受けなければならない。

6 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

岡山県財務規則(昭和61年岡山県規則第8号) 第131条及び第133条の規定による。

(3) 契約保証金

岡山県財務規則第153条及び第155条の規定による。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を受領期限までに提出するとと

もに、入札説明書に示す書類を作成し、令和4年7月25日（月）午後4時までに入札説明書で示す場所に提出しなければならない。

また、入札参加希望者は、契約担当者から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

- (5) 入札の無効
この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他岡山県財務規則第140条各号に掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否
要
- (7) 落札者の決定方法
岡山県財務規則第137条第1項の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他
詳細は、入札説明書による。

7 Summary

- (1) Name and quantity of the products to be leased :
Automated Fingerprint Identification System 1 set
- (2) Lease period :
From 1 December, 2022 through 30 November, 2028
- (3) Delivery place :
Specified in the bid explanation form
- (4) Time limit for tender :
4:00 P.M. 3 August, 2022
- (5) Contact point for the notice :
Finance Section, Okayama Prefectural Police Headquarters
2-4-6 Uchisange, Kita-ku, Okayama-shi, Okayama-ken, 700-8512,
Japan
Telephone : 086-234-0110, Ext. 2242

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

◎岡山県市町村職員共済組合公告第七三三号

地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十二條第三項の規定により、令和三年度決算の要旨を公告する。

令和四年六月十四日

岡山県市町村職員共済組合理事長

大 舌

勲

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

1 組合に属する地方公共団体数

市	町	村	一部事務	計
15	10	2	39	66

※ 一部事務組合等には、共済組合を含む。

2 組合員数、標準報酬の月額及び標準期末手当等の額の年度累計額等

組合員種別	一般組合員		市町村長 組合員	特定消防 組合員	長期 組合員	市町村長 長期組合員	継続長期 組合員	任意継続 組合員	計	第三号厚生 年金被保険者
	一般職	特別職								
組合員数 (人)	16,944	68	24	2,310	4	3	0	121	19,474	19,317
長期標準報酬の月額 (千円)	6,462,130	41,950	15,600	874,170	2,150	1,950	0	—	7,397,950	7,381,360
長期平均標準報酬の月額 (円)	381,381	616,911	650,000	378,428	537,500	650,000	0	—	382,263	382,117
長期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	24,728,312	191,744	71,407	3,248,540	6,801	7,500	0	—	28,254,304	28,205,884
短期標準報酬の月額 (千円)	6,568,690	48,550	19,800	874,170	3,510	2,350	—	41,942	7,559,012	—
短期平均標準報酬の月額 (円)	387,670	713,970	825,000	378,428	877,500	783,333	—	346,628	388,159	—
短期標準期末手当等の額の 年度累計額 (千円)	24,775,045	217,134	89,914	3,248,540	8,244	9,392	—	—	28,348,269	—

3 組合の職員数

経理単位	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	計
人員	21人	3人	0人	2人	0人	26人

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

4 各経理単位別収支状況

短期経理	
(収入)	千円
短期負担金	5,244,912
介護負担金	739,203
短期掛金(任継掛金を含む)	5,279,328
介護掛金(任継掛金を含む)	747,842
連合会交付金	624,954
雑収入	5,046
補助金	0
利息及び配当金	316
賠償金	2,704
前年度繰越支払準備金	789,221
計	13,433,526
(支出)	千円
保健給付	4,873,646
休業給付	616,637
災害給付	4,210
附加給付	24,510
前期高齢者納付金	1,450,564
後期高齢者支援金	2,560,562
病床転換支援金	8
老人保健拠出金	0
退職者給付拠出金	81
介護納付金	1,428,732
一部負担金払戻金	59,664
連合会払込金	151,562
連合会拠出金	567,212
業務経理へ繰入	27,198
任継掛金還付金	5,302
次年度繰越支払準備金	842,274
計	12,612,162
差引当期利益金	821,364
前年度末利益剰余金	3,544,662
次年度繰越利益剰余金	4,366,026

厚生年金保険経理	
(収入)	千円
負担金	16,524,460
[標準報酬の月額分]	(7,918,648)
[標準期末手当等分]	(2,560,526)
[公的負担金]	(4,659,115)
[追加費用]	(1,386,171)
組合員保険料	10,479,355
[標準報酬の月額分]	(7,918,822)
[標準期末手当等分]	(2,560,533)
計	27,003,815
(支出)	千円
負担金払込金	16,524,460
組合員保険料払込金	10,479,355
計	27,003,815

退職等年金経理	
(収入)	千円
負担金	860,479
[標準報酬の月額分]	(650,234)
[標準期末手当等分]	(210,245)
掛金	860,491
[標準報酬の月額分]	(650,253)
[標準期末手当等分]	(210,238)
計	1,720,970
(支出)	千円
負担金払込金	860,479
掛金払込金	860,491
計	1,720,970

経過的長期経理	
(収入)	千円
負担金	126,611
[標準報酬の月額分]	(8,860)
[標準期末手当等分]	(2,827)
[追加費用]	(112,660)
[旧恩給組合条例給付に係る払込金]	(2,264)
計	126,611
(支出)	千円
負担金払込金	126,611
計	126,611

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

退職等年金預託金管理経理	
(収入)	千円
利息及び配当金	12,585
計	12,585
(支出)	千円
支払利息	12,585
計	12,585

経過的長期預託金管理経理	
(収入)	千円
利息及び配当金	0
計	0
(支出)	千円
支払利息	0
計	0

業 務 経 理	
(収入)	千円
負担金	218,619
連合会交付金	88,904
利息及び配当金	27
短期経理より繰入	27,198
雑収入	25
計	334,773
(支出)	千円
役員給与	121,848
旅費・事務費	16,792
委託費	11,421
賃借料	25,748
普及費	10,383
負担金	21,431
消費税	4,706
連合会分担金	7,035
事務費負担金払込金	97,271
減価償却費	713
その他の支出	1,130
計	318,478
差引当期利益金	16,295
前年度末利益剰余金	475,376
次年度繰越利益剰余金	491,671

保 健 経 理	
(収入)	千円
負担金	237,047
[標準報酬の月額分]	(176,179)
[標準期末手当等分]	(56,249)
[特定健診等負担金]	(4,619)
掛金	234,590
[標準報酬の月額分]	(176,182)
[標準期末手当等分]	(56,254)
[任意継続組合員分]	(2,154)
保険手数料	25,652
連合会交付金	0
利息及び配当金	32
雑益	4,155
貸付経理より相互繰入	0
計	501,476
(支出)	千円
職員給与	17,277
厚生費	410,430
特定健康診査等費	28,685
[特定健康診査費]	(5,219)
[特定保健指導費]	(23,466)
旅費・事務費	3,567
委託費	8,813
賃借料	3,832
普及費・調査研究費	2,114
負担金	3,026
消費税	3,039
連合会分担金	4,649
宿泊経理へ繰入	0
減価償却その他の支出	232
計	485,664
差引当期利益金	15,812
前年度末利益剰余金	597,971
次年度繰越利益剰余金	613,783

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

宿 泊 経 理	
(収 入)	千円
施 設 収 入	134,112
商 品 売 上	2,103
賃 貸 料	25,839
利息及び配当金	143
貸倒引当金戻入	133
貸付経理より相互繰入	60,000
そ の 他 の 収 入	11,078
計	233,408
(支 出)	千円
旅 費 ・ 事 務 費	1,554
商 品 仕 入	1,368
事業用消耗品費	7,914
飲 食 材 料 費	24,677
委 託 費	101,523
委 託 管 理 費	40,392
光 熱 水 料	21,262
修 繕 費	7,592
洗 濯 費	4,456
賃 借 料	5,338
普 及 費	3,752
負 担 金	4,372
消 費 税	2,501
保 険 料	811
被 服 費	159
減価償却費・固定資産除却損	60,115
貸倒引当金繰入	171
そ の 他 の 支 出	87
計	288,044
差引当期損失金	54,636
前年度末利益剰余金	320,084
次年度繰越利益剰余金	265,448

貯 金 経 理	
(収 入)	千円
利息及び配当金	622,768
有価証券売却益	6,248
償 還 差 益	480
計	629,496
(支 出)	千円
職 員 給 与	9,588
旅 費 ・ 事 務 費	2,855
賃 借 料	2,348
普 及 費	1,546
負 担 金	1,734
消 費 税	570
支 払 利 息	534,521
そ の 他 の 支 出	613
計	553,775
差引当期利益金	75,721
前年度末利益剰余金	3,875,296
次年度繰越利益剰余金	3,951,017

貸 付 経 理	
(収 入)	千円
組合員貸付金利息	18,864
連 合 会 交 付 金	120
利息及び配当金	1
計	18,985
(支 出)	千円
職 員 給 与	0
旅 費 ・ 事 務 費	1,261
委 託 費	199
賃 借 料	1,108
負 担 金	0
普 及 費	1,446
消 費 税	315
支 払 利 息	12,584
連 合 会 払 込 金	0
宿泊経理へ相互繰入	60,000
そ の 他 の 支 出	15
計	76,928
差引当期損失金	57,943
前年度末利益剰余金	363,786
次年度繰越利益剰余金	305,843

令和4年6月14日 岡山県公報 第12404号

一・終わりが ら一	一・終わりが ら四	一・終わりが ら一	頁・行
行政職	六級	七級級	誤
行政職給料表の	の六級	の七級	正

〔五〕令和四年三月三十一日付け（号外）公布管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（岡山県人事委員会規則第二十一号）に誤りがあつた。